業務委託仕様書

1 業務名

太白遊びの担い手育成事業

2 業務目的

太白区は、本市の中で出生数・年少人口割合ともに第1位であり、区内には豊富な自然・公園・緑地等の身近な「遊びの資源」が多数存在している。しかしながら、子ども達がそれらの資源を活かして遊ぶ機会が少ない現状がある。この背景には、親子で外遊びをする機会の減少傾向や、地域資源を活かした遊び方や体験をリードする担い手が少ないことが考えられ、これらの課題を解決するためには、地域に根差した「遊びの担い手」の確保・育成が求められる。

本事業は、地域における親子の屋外での遊びを支援する遊びの担い手(地域に関心のある個人・団体、以下「担い手」という。)の育成を第一の目的とする。担い手に求める役割は「遊びを通して子どもの自主性を育み、子どもが自由な発想で遊びを展開できるよう促すこと」である。ワークショップ及び子どもが自発的に遊ぶ力を向上させるイベント(以下、「体験型プログラム」という。)を通して担い手を育成し、継続的な活動につながるよう自立に向けた支援を行う。担い手と親子が交流することで、地域の中で安心して子育てができる環境及び子育てを応援する地域づくりにつなげ「子育てが楽しいまち・太白」の実現を目指す。

3 業務内容

- (1) 担い手を発掘しワークショップを実施する。
 - ① ワークショップは、次のア〜クを踏まえ、体験型プログラムを将来的に継続して実施 することができる担い手を育成することができる内容とすること。
 - ア 子どもの遊びを支援する人材を、本区と協力し可能な限り地域内から発掘し育成すること。
 - イ 参加者の主体性を尊重し段階的な自立につながるプログラム構成とすること。
 - ウ ワークショップを実施するごとに目的・目標の設定を行い、ワークショップ参加者 に明確に共有することができる内容とすること。
 - エ 令和6年7月1日から令和7年1月31日までの間に必ず3回以上実施すること。
 - オ 体験型プログラムに先立ち別日にワークショップを実施すること。
 - カ 太白区内の会場で実施すること。
 - キ 参加人数は、ワークショップ1回の開催につきおおよそ10名を想定すること。
 - ク 参加者から費用を徴収しないワークショップとすること。
 - ケ ワークショップ時にアンケートを実施し、事業継続に必要な事柄を収集すること。
 - ② ワークショップを実施する際は次の内容に留意すること。
 - ア 実施及び会場運営に必要な物資を調達し人員を確保すること。
 - イ 実施に必要な保険に加入すること。

- ウ 安全管理が徹底できる体制で実施すること。
- エ 実施に必要な申請及び許可申請を行うこと。
- オ 実施前後に、毎回、本区と協議を行うこと。
- (2) 体験型プログラムを企画実施する。
 - ① 体験型プログラムは、次のア~ケを踏まえた内容とすること。
 - ア 参加・見学・実践を通して、担い手の活動に関心を持ち活動ノウハウ等の習得が可能なプログラムとすること。
 - イ 子どもたちが自発的に遊ぶ力を向上させるイベントプログラムとすること。
 - ウ 実施する公園、緑地、河川敷等、地域資源に付随するもの、もしくは一般家庭で入 手可能なもので体験できること。
 - エ 令和6年7月1日から1月31日までの間に必ず3回以上実施すること。
 - オーワークショップを行う都度、別日に体験型プログラムを実施すること。
 - カ 太白区内の公園、緑地、河川敷等で実施すること。会場は次の 2 地域を想定しているが、企画における会場選定を制限するものではない。
 - ⑦ 南部拠点地域(富沢、長町、郡山等)
 - ④ 名取川右岸地域(柳生、中田、袋原等)
 - キ 遊びの対象者はおおよそ4歳から10歳程度とすること。
 - ク 参加人数は、体験プログラム1回の開催につきおおよそ20名以上を想定すること。
 - ケ担い手を必ず参画させること。
 - コ 参加者から費用を徴収しないプログラムとすること。
 - サ 体験型プログラム参加者にアンケートを実施し、事業継続に必要な事柄を収集する こと。
 - ② 体験型プログラムを実施する際は次の内容に留意すること。
 - ア 実施及び会場運営に必要な物資を調達し人員を確保すること。
 - イ 安全管理が徹底できる体制で実施すること。
 - ウ 実施に必要な保険に加入すること。
 - エ 実施に必要な申請及び許可申請を行うこと。
 - オ 荒天時の実施内容又は延期等の対応を明確にすること。
 - カ 実施前後に、毎回、本区と協議を行うこと。
- (3) ワークショップ及び体験型プログラムに関する広報
 - ① ポスター・チラシ・SNS 等で広報し、広く参加者を募ること。
 - ② 仙台市の WEB サイトに掲載する内容を本区と協議すること。
 - ③ 仙台市の広報手段を使用する場合は内容を本区と協議すること。
- (4) 業務計画書の作成
 - ① 本業務の目的・主旨を把握した上で、実施方針、業務工程等の事項について業務計画書を作成し、契約締結後速やかに提出すること。
 - ② 変更契約の締結等により記載事項に変更が生じた場合は業務変更計画書を提出すること。

(5) 実施報告書の作成

- ① ワークショップ及び体験型プログラムの内容について、本業務委託を通じて得た知見を踏まえた分析を行い、将来継続して実施でき得る方向性も含めた報告書を作成し、令和7年2月28日までに提出すること。
- ② 実施報告書は紙及び電子ファイルで提出すること。

4 成果物

- (1) 実施報告書
- (2) 本業務実施にあたり作成、収集した資料等一式
- (3) (1)(2)の電子ファイル (Word・Excel・PowerPoint(マイクロソフト社製)、PDF を基本とする)

5 納入場所

仙台市太白区長町南3丁目1番15号 太白区役所4階まちづくり推進課

6 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

7 目標数値

- (1) ワークショップ参加者数が延べ30名を超えること。
- (2) ワークショップ参加者向けのアンケートにて、担い手のへ興味や担い手継続の意思のあ者が参加者のうちの3割を超えること。

8 委託料の支払い

原則として受注者から提出される成果物により委託業務が適切に実施されたことを確認した 後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。

9 契約に関する条件等

(1) 法令等の遵守

業務遂行の際は関係法令を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは 受注者の責任において行うものとすること。

(2) 権利の帰属等

この契約によって作成された成果物及び成果物を構成する素材の著作権は、すべて仙台 市に帰属するものとし、受注者は著作者人格権を行使しないものとすること。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用 したり第三者に提供したりしないこと。また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、 棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後も同様とす ること。

(4) 個人情報の保護

受注者は「個人情報保護法」「仙台市行政情報セキュリティーポリシー」「情報システム 処理に伴う個人情報に係る外部委託ガイドライン」「個人情報の取扱いに関する特別仕様書」 を遵守すること。

- ① 「仙台市行政情報セキュリティーポリシー」は次のアドレスを参照のこと https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html
- ② 「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託ガイドライン」は次のアドレスを 参照のこと。

https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/guidelines.html

(5) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(6) 損害等

業務にあたり、受注者は善良なる管理者の注意義務をもって行うものとし、発注者並びに第三者に被害を及ぼした場合は、受注者の負担により対処するものとすること。

10 その他

- (1) 使用する会場の使用料等、委託業務遂行に必要なすべての費用を当初の契約費用に含めるものとすること。
- (2) 業務実施に必要な著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。 以下同じ。)、肖像権に関する権利者の承諾は、発注者が提供する素材を除き受注者が得る こととし、これに要する費用は当初の契約費用に含めるものとすること。
- (3) この契約によって作成された成果物及び成果物を構成する素材について、発注者はそのまま又は改変の上別の媒体に使用できるものとすること。
- (4) 広報に活用した SNS アカウント等は、契約終了後も発注者が使用できるものとすること。
- (5) 本仕様書に明記がない事項について、発注者と受注者が協議の上定めること。